

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年11月13日
【事業年度】	第61期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）
【会社名】	株式会社森精機製作所
【英訳名】	MORI SEIKI CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 森 雅彦
【本店の所在の場所】	奈良県大和郡山市北郡山町106番地 （注）上記は登記上の本店所在地であり、実際の本社業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。
【電話番号】	0743(53)1125(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経理財務本部長 近藤 達生
【最寄りの連絡場所】	愛知県名古屋市中村区名駅2丁目35-16
【電話番号】	052(587)1811(代表)
【事務連絡者氏名】	専務取締役経理財務本部長 近藤 達生
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年6月17日に提出いたしました第61期（自平成20年4月1日至平成21年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これらを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(6) 大株主の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況等

(1) コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_を付して表示しております。

第一部【企業情報】  
第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(6)【大株主の状況】

(訂正前)

<省略>

(注)4 野村證券株式会社及びその他の共同保有者計5社から平成20年11月6日付で提出された大量保有報告書により、平成20年10月31日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	40	0.04
NOMURA INTERNATIONAL PLC	NOMURA HOUSE 1,ST.MARTIN' S-LE GRAND LONDON EC1A 4NP, ENGLAND	348	0.36
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 WORLD FINANCIAL CENTER, BUILDING B NEW YORK, N.Y. 10281-1198	127	0.13
NOMURA HOLDING AMERICA Inc.	2 WORLD FINANCIAL CENTER, BUILDING B NEW YORK, N.Y. 10281-1198	-	0.00
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	3,767	<u>4.44</u>

(訂正後)

<省略>

(注)4 野村證券株式会社及びその他の共同保有者計5社から平成20年11月6日付で提出された大量保有報告書により、平成20年10月31日現在で以下の通り株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社としては当事業年度末における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	40	0.04
NOMURA INTERNATIONAL PLC	NOMURA HOUSE 1,ST.MARTIN' S-LE GRAND LONDON EC1A 4NP, ENGLAND	348	0.36
NOMURA SECURITIES INTERNATIONAL, Inc.	2 WORLD FINANCIAL CENTER, BUILDING B NEW YORK, N.Y. 10281-1198	127	0.13
NOMURA HOLDING AMERICA Inc.	2 WORLD FINANCIAL CENTER, BUILDING B NEW YORK, N.Y. 10281-1198	-	0.00
野村アセットマネジメント株式会社	東京都中央区日本橋一丁目12番1号	3,767	<u>3.90</u>

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

#### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

<省略>

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役は選任しておりません。社外監査役については当社と特別の利害関係はありません。

<省略>

#### (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

(訂正後)

#### (2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

<省略>

社外取締役及び社外監査役との関係

社外取締役は選任しておりません。社外監査役については、当社株式の所有以外に、当社と特別の利害関係はありません。

<省略>

#### (5) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらない旨定款に定めております。